



寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程 概要版

2023年2月



目次

1. はじめに	3
2. PPP/PFI手法とは	4
3. PPP/PFI手法導入優先的検討規程とは	5
4. 寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程	6 - 18

寒川町では

今後の施設更新にあたっては、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設整備を検討し、管理や運営方法についても見直しを図り、財政負担を軽減し、行政サービスの向上を図ることとしています。

(寒川町公共施設等総合管理計画・寒川町公共施設再編計画 より)

国では

国では、令和5年度までに人口10万人以上の地方公共団体に対して、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を策定するよう要請し、人口10万人未満の地方公共団体へも優先的検討規程の導入要請や策定支援等を通じて、PPP/PFIの導入・検討を促進しています。

(内閣府・総務省 通知 より)

PPP (Public Private Partnership : 公民連携)

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。

PFI (Public Finance Initiative)

PFIは、PPPの一類型で、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

PFIは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施されます。

(内閣府 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」 より)

公共施設等の整備等の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営方針の見直しに当たっては、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討するために定めるものです。

(内閣府 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」より)

寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程の概要

- 4-1. 導入目的 / 導入効果
- 4-2. 優先的検討規程の位置付け
- 4-3. 庁内の推進体制
- 4-4. 優先的検討の対象事業
- 4-5. 優先的検討の開始時期
- 4-6. PPP/PFI手法の特徴・仕組み
- 4-7. PPP/PFI手法の導入フロー

4-1. 導入目的 / 導入効果

■ 導入目的

優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、町民に対する適切なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

4-1. 導入目的 / 導入効果

■ 導入効果

✓ 良質な公共サービスが、適切なコストで提供されること

→ 民間のノウハウを最大限活用することで、事業コストの削減や適切で良質な公共サービスの提供が期待できます

✓ 公共サービスの提供における行政の関わり方の変容

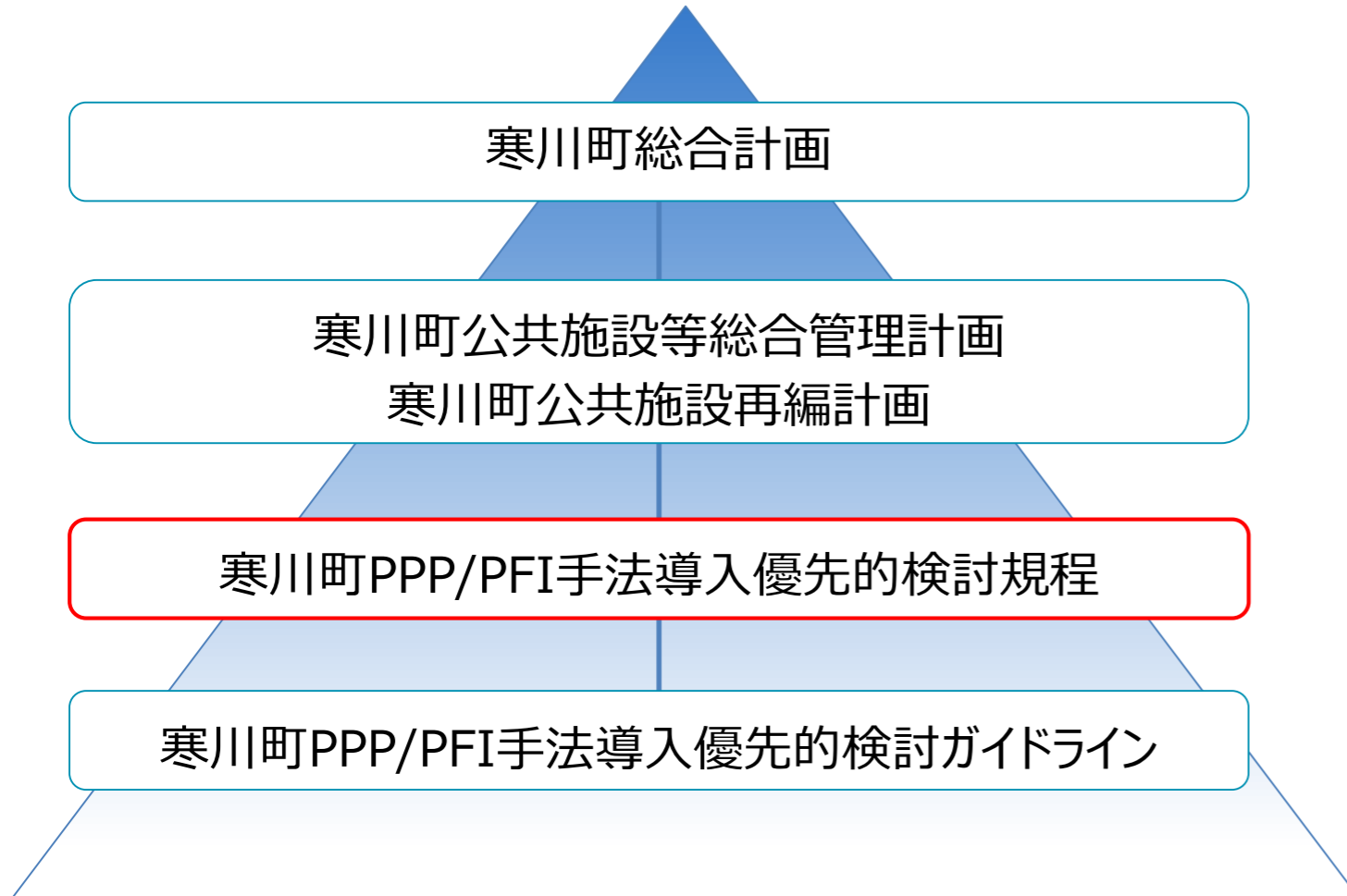
→ 民間で担えることは民間に委ねるなど、公民による適切な役割分担により、行政の業務効率化が期待できます

✓ 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

→ 民間力を最大限活かし、民間への事業・雇用機会の創出を生み出すことで、地域の活性化を促すことが期待できます

4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

4-2. 優先的検討規程の位置付け

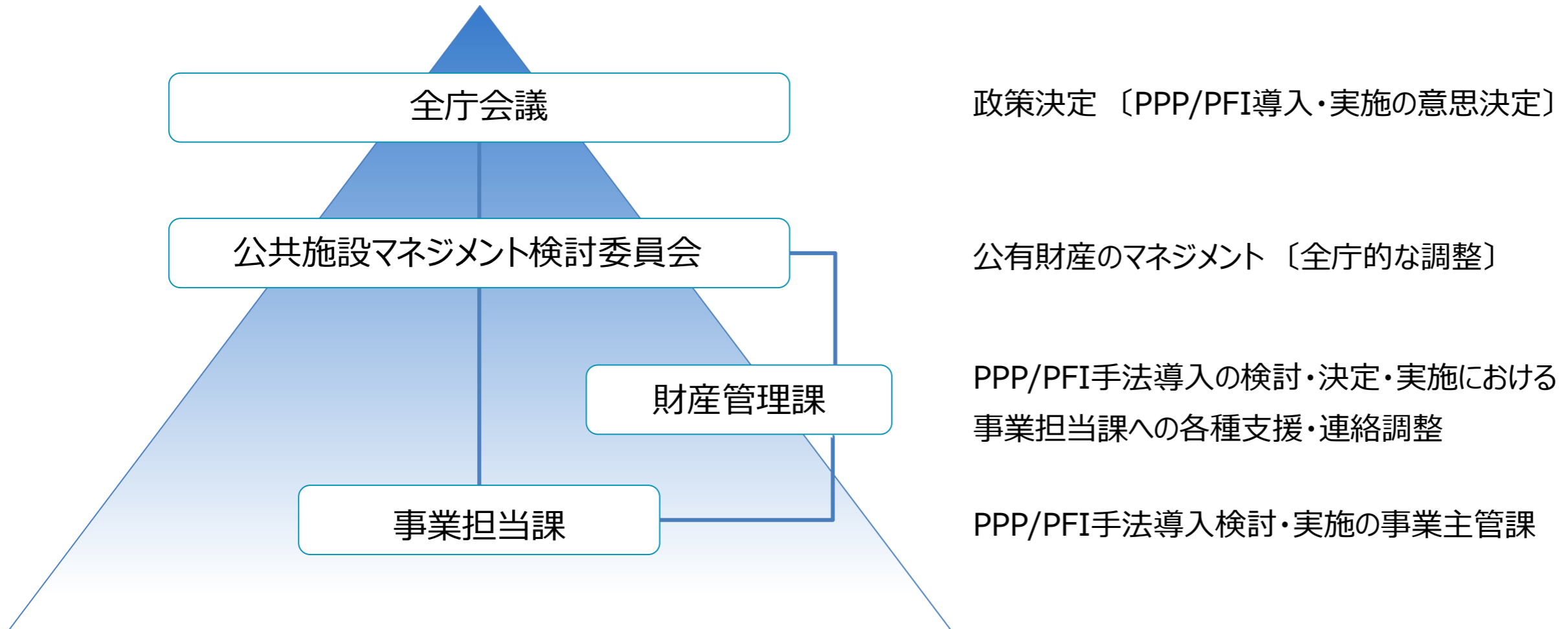


国の方針に則り、規程を策定〔法的位置づけ〕

規程を補完する 実務運用マニュアル作成

4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

4-3. 庁内の推進体制



4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

4-4. 優先的検討の対象事業

■ PFI法に基づく対象施設

公共施設	公用施設	公益的施設	その他施設
1. 道路 2. 鉄道 3. 公園 4. 下水道 など	1. 庁舎 2. 宿舎 など	1. 教育文化施設 2. 医療施設 3. スポーツ施設 4. 集会施設 など	1. 情報通信施設 2. リサイクル施設 など



✓ 寒川町では、公共建築物の整備・維持管理・運営等に関する事業を主な対象とし、「インフラ資産」の整備等は優先的検討の対象外ですが、PPP/PFI手法導入の検討を妨げるものではありません。

4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

4-4. 優先的検討の対象事業

■ 事業の内容

- ✓ 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備、維持管理、運営等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備、維持管理、運営等に関する事業

■ 事業費の内容

- ✓ 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ✓ 単年度の総額が1億円以上の公共施設整備事業（運営等を行うものに限る。）
- ✓ 上記に掲げるもののほか、上記の基準に満たない事業についても、国又は他の地方公共団体で同種事業におけるPPP/PFI手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI手法を導入することで町民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業

4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

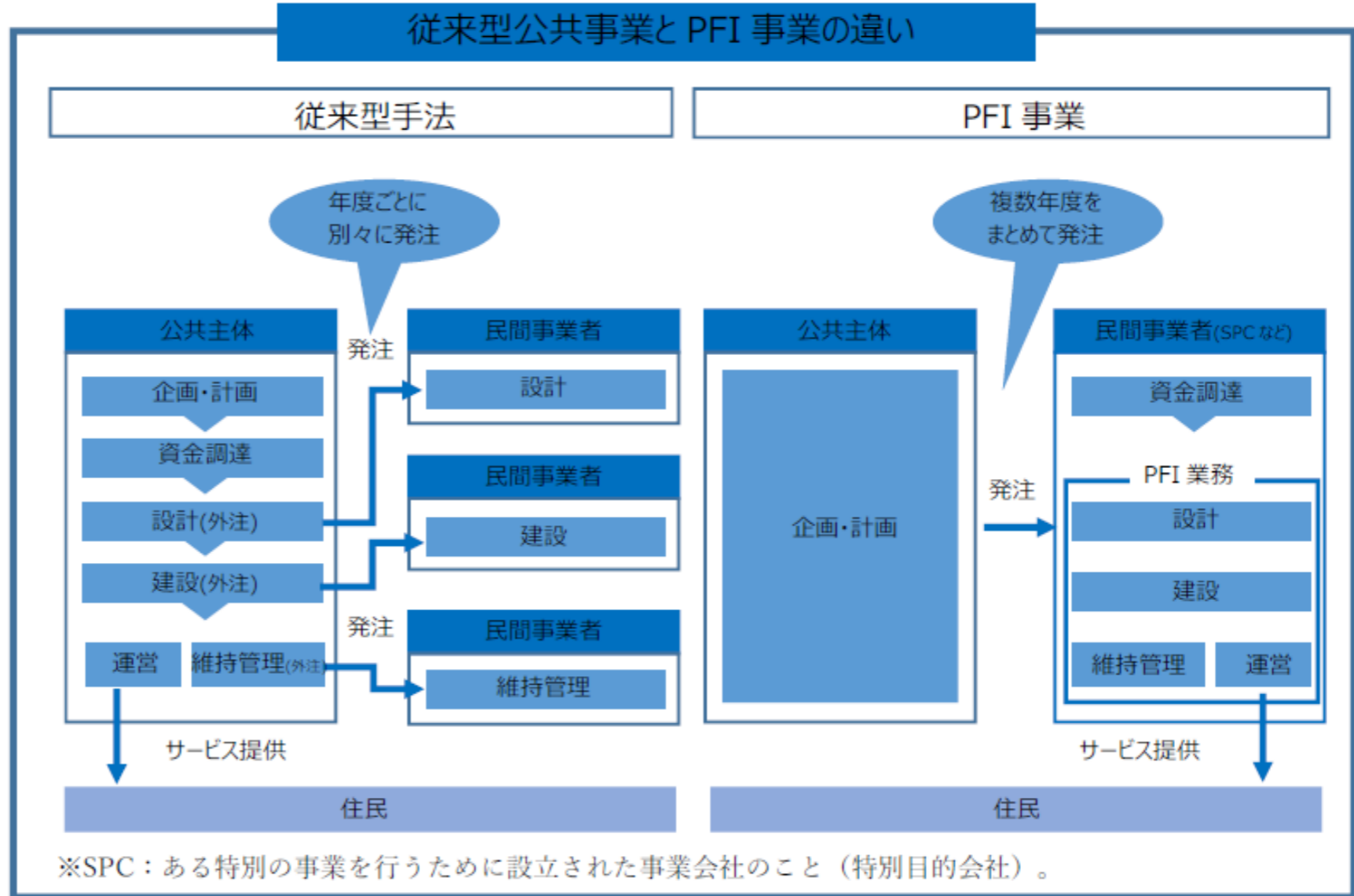
4-5. 優先的検討の開始時期

- ① 新たに公共施設等の整備等を行うための基本構想、基本計画等を策定するとき
- ② 公共施設等運営等の見直しを行うとき
- ③ 寒川町公共施設等総合管理計画の改定又は同計画に基づく個別施設計画の改定を行うとき
- ④ 町有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- ⑤ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、公共施設等の整備等の方針を検討するとき

4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

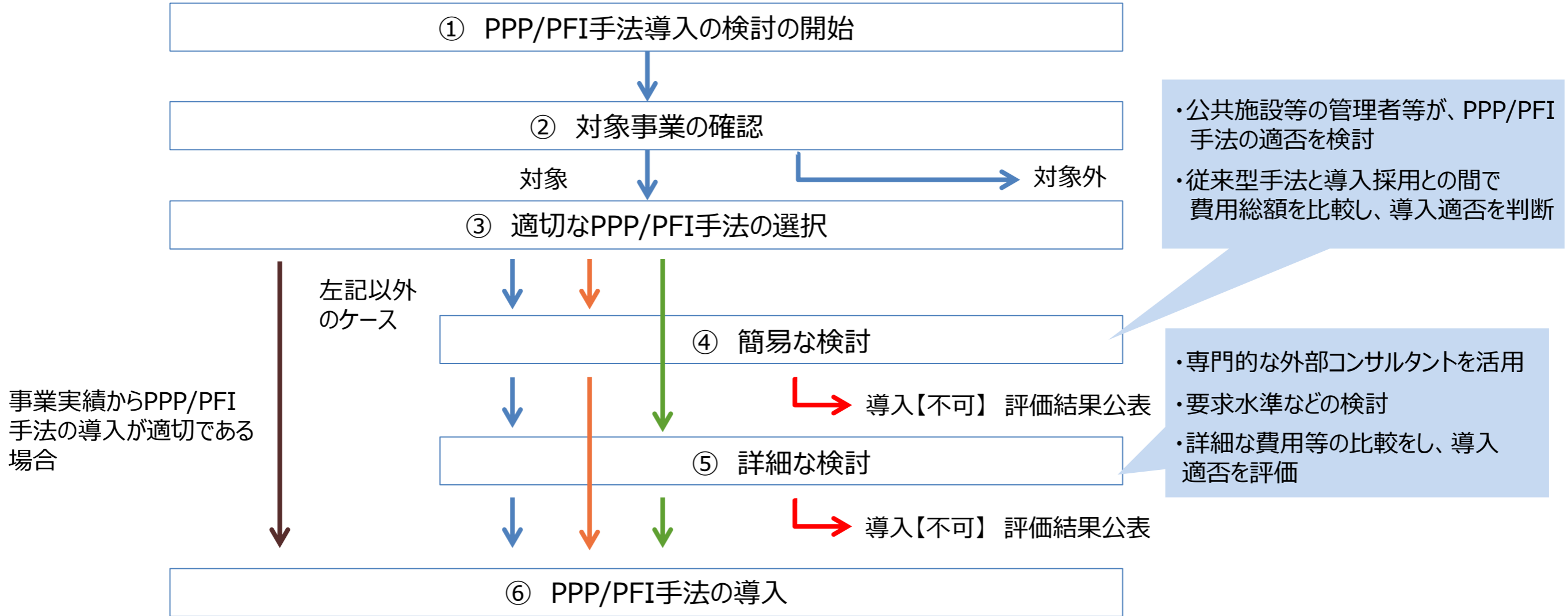
4-6. PPP/PFI手法の特徴・仕組み

PFIの特徴や基本的な仕組み及び従来型手法との違いは、右記のとおりです。



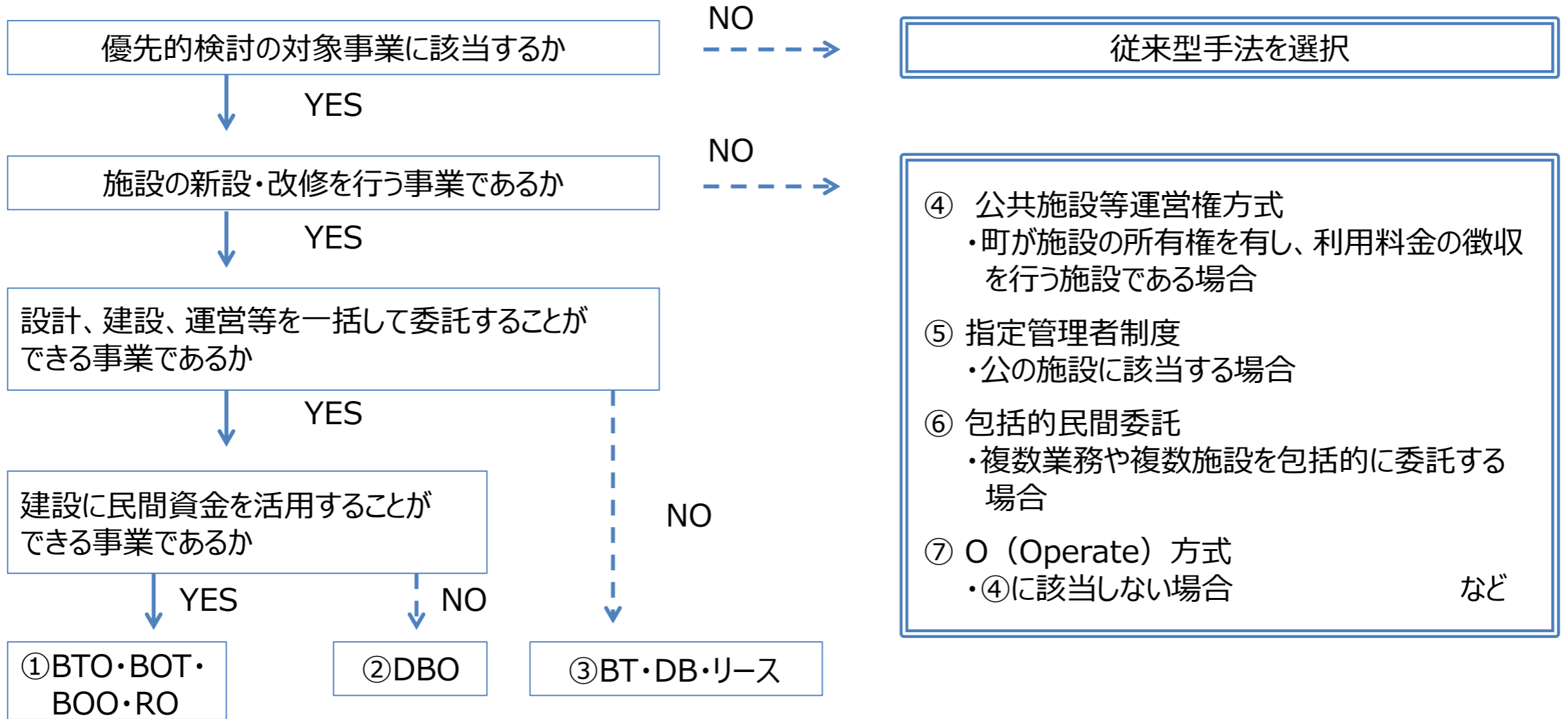
4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

4-7. PPP/PFI手法の導入フロー



4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

■ PPP/PFI手法の選択フロー



4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

■ 対象とするPPP手法

区 分	事 業 方 式
民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権(コンセッション)方式 / 指定管理者制度 / 包括的民間委託 O方式 (運営等 Operate)
民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う方法	<ul style="list-style-type: none">・BTO方式 (建設 Build - 移転 Transfer - 運営等 Operate)・BOT方式 (建設 Build - 運営等 Operate- 移転 Transfer)・BOO方式 (建設 Build - 所有 Own - 運営等 Operate)・DBO方式 (設計 Design -建設 Build - 運営等 Operate)・RO方式 (改修 Rehabilitate - 運営等 Operate)・ESCO (エネルギー・サービス・カンパニー)
民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	<ul style="list-style-type: none">・BT方式 (建設 Build - 移転 Transfer)・DB方式 (設計 Design - 建設 Build)・民間建設借上 (リース) 方式
その他公的不動産を利活用する手法	<ul style="list-style-type: none">・定期借地権方式 / 占用許可等の公的空間の利活用 など・公募設置管理制度 (Park - PFI)

4.寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

■ PPP/PFI 概念図

